

狹山市道路施設等包括の民間管理委託

実施方針（案）

令和6年5月

狹山市都市建設部道路維持課

目次

第1章	総則	1
第2章	業務概要	2
1	概要	2
第3章	応募に関する条件等	4
1	応募条件	4
2	参加手続	5
3	一次審査	11
4	二次審査	12
5	一次審査及び二次審査の選定方法等	15
6	契約内容及び業務内容等の協議、業務の引継ぎ	15
7	業務契約に関する事項	15
第4章	その他	17
1	その他の事項	17

第1章 総則

1 狭山市道路施設等包括的民間管理委託

本業務は、道路施設等の維持管理に係る直営業務と委託業務について、道路の補修や街路樹の剪定等の異なる業務を一括して委託するものであり、民間業者のノウハウを活用するため性能発注の手法を取り入れ併せて、維持管理に係る業務の改善と効率化を行う官民連携業務により、市民サービスの向上及び維持管理経費の削減を図ることを目的とするものである。

2 契約内容等

受注者は、市が管理する道路施設等について第2章業務概要（7）対象業務の「表2対象業務一覧表」に示す業務を、複数年度契約で総価契約により請負うものである。

なお、受注者は、市からの本業務を推進するための期間満了に伴う業務の引き継ぎに係る、業務遂行上の品質の確認や経費の調査等について協力をするものとする。

3 災害時等の協力体制

受注者は、災害の発生に備え対応体制を構築し、市の指示により災害対応に協力するものとする。

なお、災害対応に係る費用については、市と受注者において協議するものとする。

第2章 業務概要

1 概要

- (1) 業務件名 狭山市道路施設等包括的民間管理委託
- (2) 業務内容 「要求水準書（案）」に示すとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 委託料上限 公募時に公表する。
- (5) 対象区域 市全域を対象とする。
- (6) 対象施設 「表1 対象施設一覧表」に示す。

「表1 対象施設一覧表」

施設		数量
※令和6年5月現在（増減あり）		
道路	市道	4,539路線 (860,629.1m)
	道路橋	216橋
	歩道橋	4橋
	大型構造物	2か所
	低木	約14,956 m ²
	中木	約109 本
	高木	約3,373 本
	通路	1箇所
その他	公衆用トイレ	2箇所
	浸透井	約800基
	除草面積	約15,848m ²
法定外公共物	認定外道路、水路	406,812.41m

備考：市内4,899ha（内入間基地分を除く）

- (7) 対象業務 「表2 対象業務一覧表」に示す。なお、詳細は、別紙「要求水準書（案）」のとおりとする。

「表 2 対象業務一覧表」

契約形態	業務項目	業務内容
総価契約	総括マネジメント業務	業務計画書の作成
		業務報告
		定例会議、総合定例会議の開催
		モニタリングの実施と報告
		引継ぎ作業
	巡回業務	定期巡回
		緊急巡回
	清掃業務	道路清掃（枿・浸透井含む）
		水路等清掃
		市道の排水構造物の汚泥除去
		除雪、凍結防止
	街路樹等管理業務	街路樹の剪定など
		道路及び水路等の除草
	補修業務（軽微な補修）	損傷箇所の補修（見積額30万円未満）
	事故対応業務	事故対応
災害対応業務	災害対応	
資材購入・保管管理業務	資機材などの調達・保管・管理	
車両・重機運用・管理業務	車両・重機の運用及び運行・保管管理	
苦情・要望受付業務	市民等からの要望相談受付	
単価契約	修繕業務	損傷箇所の修繕（見積額30万円以上130万円未満）

第3章 応募に関する条件等

1 応募条件

応募については、要求水準書に従い、第2章業務概要（7）対象業務の「表2対象業務一覧表」の業務項目を適切に遂行することができる者で、かつ次の各用件を満たす「1社の企業（団体）」または「企業または団体によって構成する企業又は団体（以下、「構成企業等」という。）」が応募することができるものとする。

- (1) 1社の企業（団体）または構成企業等は、埼玉県内に本店または支店を有すること。
- (2) 下請け業者者については、適切に業務を行うために、技術力、執行能力を十分に検討し、原則とし

て市内に本店または支店を有する業務者より選定すること。ただし、下請け業務者において、やむを得ず市外の業務者を活用する時は事前に市と協議を行い、承諾を得ること。

- (3) 構成企業等の場合、2社(団体)以上とし、狭山市内に本店を有する企業または団体を1社(団体)以上含むこと。また、契約後やむを得ない事情により構成企業等が変更になる場合、市の承諾を得ること。
- (4) 構成企業等の場合、狭山市物品の買入れ等の競争入札参加者の資格等に関する規程又は狭山市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程に規定する指名競争入札参加資格を有する企業(団体)が全体の半数以上あること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止の措置要綱による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項による更正手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件(以下「更正事件」という。)に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項及び第2項の規定により更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。)をしていない者又は申し立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合には、更正手続開始の申し立てをした者又は更正手続開始の申し立てをなされた者とみなす。
- (11) 1社の企業(団体)の場合、市内企業育成の観点から、市内の下請け業務者との契約額については、総価契約金額の25%以上となるようにし、業務を請け負わせること。また、契約後にやむを得ず市内の下請け業務者を変更する場合においても、同様とし、事前に市の承諾を得なければならない。
- (12) 構成企業等の場合については、出資比率の最小限度については「表3構成企業等の数と1社当たり

の出資比率最低限度」を満たしていること。また、構成企業等を代表する企業（以下、「主契約企業」という。）の出資比率は、構成企業中最大とし、市内企業の合計出資比率は25%以上とすること。なお、契約後にやむを得ず構成企業等を変更する場合においても、同様の出資比率とし、事前に市の承諾を得なければならない。ただし、出資比率の算定に苦情・要望受付業務は含まないものとする。

「表3 構成企業等の数と1社当たりの出資比率最低限度」

	構成企業等の数	1社当たりの出資比率最小限度
ア	2社（団体）	30%以上
イ	3社（団体）	20%以上
ウ	4社（団体）	15%以上
エ	5社（団体）	12%以上
オ	6社（団体）	10%以上

※構成企業等の数が7社以上の場合は、市に確認すること。

※構成企業団体の数に上限はないものとする。

- (13) 再委託を行う場合は、市業務委託契約約款第7条3項に基づき、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得ること。

2 参加手続

参加手続は、1社の企業（団体）の場合は1社（団体）、構成企業等の場合は、主契約企業が行う。

(1) 募集及び選定方法

募集方法については、民間業者者のノウハウを活用し、道路施設等の維持管理に係る業務の改善と効率化を行う官民連携業務により、市民サービスの向上及び維持管理経費の削減を図ることを目的とするものであることから、公募型プロポーザル方式により、受注者を選定する。

市は、「第3章2(3)キ 一次審査資料の受付」にある書類の提出を受け、一次審査を行い、その後、選定された者から「第3章2(3)ケ 二次審査資料の受付」にある書類の提出を受け、二次審査（プレゼンテーション）を実施する。その結果、最も優秀な評価を受けた提案書の提出者を優先交渉者として選定する。

なお、選定された優先交渉者の提出書類は、狭山市情報公開条例（平成13年6月28日条例第17号）に基づき、同条例第7条に掲げる情報を除き公開の対象となる。ただし、提案内容については、選定業者、非選定業者どちらも企業の知的財産であるため、公にしないとの条件で提出を受ける

こととし、非公開とする。

(2) 選定スケジュール (案)

選定は、次の「表4 選定スケジュール表」に示すとおり想定している。

「表4 選定スケジュール表」

内容		日程 (案)
ア	実施方針 (案) 及び要求水準書 (案) の公表	令和6年5月24日
イ	実施方針 (案) 及び要求水準書 (案) に関する質問の受付	令和6年5月24日から5月31日
ウ	実施方針 (案) 及び要求水準書 (案) に関する質問に対する回答・公表	令和6年6月14日
エ	募集要項等の配布及び公表	令和6年7月上旬から中旬
オ	募集要項等に関する質問の受付	令和6年7月上旬から中旬
カ	募集要項等に対する質問の回答及び公表	令和6年8月中旬から下旬
キ	一次審査資料の受付	令和6年9月上旬から中旬
ク	一次審査結果の送付	令和6年10月上旬から中旬
ケ	二次審査資料の受付	令和6年10月中旬から下旬
コ	二次審査 (プレゼンテーション)	令和6年11月
サ	優先交渉業務者の決定	令和6年12月

(3) 各スケジュールの項目

ア 実施方針 (案) 及び要求水準書 (案) の公表

令和6年5月24日に市ホームページで公表する。

イ 実施方針 (案) 及び要求水準書 (案) に関する質問の受付

1) 受付期間：令和6年5月24日から令和6年5月31日まで

2) 質問方法：質問がある場合は、専用の入力フォーム (LoGo フォーム) から送信する。

URL：<https://logoform.jp/form/6LWm/575600>

QR コード：



ウ 実施方針 (案) 及び要求水準書 (案) に関する質問に対する回答・公表

令和6年6月14日に市ホームページで公表する。

※実施方針 (案) 及び要求水準書 (案) については、募集要項等の公表までに内容を見直し、変

更を行うことがある。

エ 募集要項等の配布及び公表

1) 配布期間と時間

ア 配布期間：令和6年7月上旬から中旬

イ 配布時間：窓口での配布は、平日開庁日の午前8時30分から午後5時15分（12時から13時を除く）までとする。

ただし、市ホームページでも公表する。

2) 配布方法

ア 窓口での配布は、予め電話にて受取の日時の予約し、担当から行う。

場所：狭山市入間川1丁目23番5号、狭山市役所本庁舎2階

担当：狭山市都市建設部道路維持課道路マネジメント担当

電話：04-2946-8074（直通）

イ 市ホームページからダウンロード

オ 募集要項等に関する質問の受付

質問がある場合は、専用の入力フォーム（LoGo フォーム）から送信する。

受付期間：令和6年7月上旬から中旬

カ 募集要項等に関する質問に対する回答・公表

市ホームページで公表する。

回答・公表期間：令和6年8月中旬から下旬

キ 一次審査資料の受付

参加を希望する1社の企業（団体）または構成企業等は、次の「表5 提出資料一覧表」の書類を提出期間に提出すること。なお、共同企業体等で参加申込みをする場合は、構成する全ての企業を提出の対象とし、代表者が取りまとめて提出すること。

「表5 提出資料一覧表」

資料番号	提出書類	備考
共通資料		
①	参加申込書	指定様式
②	構成企業一覧（構成企業等の構成及び出資比率）	指定様式
③	構成企業等における構成企業の証明	
経営規模等に関する確認資料		
④	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	直近3年分の資料
⑤	損害賠償保険の加入等の保険証書の写し	
⑥	建設業の場合は「経営事項審査」結果	
⑦	その他の業種の場合は「経営事項審査」に準じる企業の健全性を示す資料	
業務遂行力に関する確認資料		
⑧	配置予定の技術者、技術者の有する資格及び類似業務実績の有無	指定様式
地域貢献度に関する確認資料		
⑨	1社の企業（団体）の市内企業の再委託企業数とその合計予定再委託金額	
⑩	ISO14001など、社会的貢献度があることが確認できる登録証等の写し	該当する場合のみ提出
経験・当該業務の運営能力に関する確認資料		
⑪	本市及び他自治体等における、類似業務の実績が記載された契約書の写し等	直近5年間で契約を締結したもの

1) 受付期間：令和6年9月上旬から中旬

2) 提出部数

参加申込書 紙媒体2部（正本1部、副本1部）及び電子データ（CD-ROM）

添付書類 紙媒体2部（正本1部、副本1部）及び電子データ（CD-ROM）

3) 提出方法

道路維持課の窓口へ提出すること。また、郵送の場合は、提出期間内必着とする。なお、郵送した場合は、その旨担当へ連絡すること。

場所：狭山市入間川1丁目23番5号、狭山市役所本庁舎2階

担当：狭山市都市建設部道路維持課道路マネジメント担当

電話：04-2946-8074（直通）

ク 一次審査結果の送付

一次審査の結果は、主参加申込者の代表に対し書面により通知する。

送付期間：令和6年10月上旬から中旬

ケ 二次審査資料の受付

一次審査を通過した参加申込者は、次に示す資料を期限内に提出する。

1) 受付期間：令和6年10月中旬から下旬

2) 提案書

提案書は、別紙の「提案書作成要領」及び「提案書様式」に従い、「表6 提案者を選定するための評価基準表【基礎評価】」を様式1、「表7-2 優先交渉者を選定するための取組方針及び特定テーマ評価基準表」の評価項目については、様式2及び様式3にて作成する。

ア 基礎評価

- ① 本業務への取組方針
- ② 本業務の実施体制
- ③ 見積金額

総価契約の金額は提案書様式に記載し、単価契約の金額は別紙の「補修・修繕業務単価表」に記載する。単価契約については、業者決定後の随契で

- ④ 総価契約について、各業務の実施計画
- ⑤ 単価契約について、各業務の取組

イ 本業務への取組方針

- ① 本業務の取組
- ② 管理運営の取組
- ③ 各業務の取組
- ④ 取組方針に対する提案者のアピールポイント

ウ 特定テーマに関する事項

特定テーマは、次の11項目とする。

- ① 市民サービスの向上
提案例：要望相談者への対応
- ② 維持管理コスト最適化に関する創意工夫
提案例：様々な媒体の活用による業務の効率化、作業の兼務化
- ③ 災害時等の体制
提案例：災害時等に備える資機材や人員等の体制、複数班の編成
- ④ 市内業務者の参画
提案例：適切な技術力、執行能力を有した構成企業の参画数
- ⑤ 市内業務者等の再委託業務者としての活用
提案例：市内業務者等の各業務への活用方法
- ⑥ 市内業務者の成長戦略
提案例：コンサルとして、道路等維持管理分野における新たな役割・存在意義の創出・発

展に取り組める市内業務者の育成を行うとともに市民サービスの向上

⑦ これまで培った経験やノウハウの地域還元

提案例：地域の実情に応じた業務提案による市民サービスの向上、市及び地域企業間との迅速な連携、地域住民の理解、協力を得るための説明能力、若手職員の育成、イベント等の共催や商店街との連携による地域経済の発展

⑧ 舗装や橋梁のマネジメントに伴う適切な予防保全・修繕等の実施

提案例：点検パトロール（定期点検・日常点検）、補修履歴の他要望等について、ICTやAIを活用しデータベースを構築し予防保全型の維持管理を行う

⑨ 街路樹の計画的な維持管理の実施

提案例：街路樹が整備されている地域の環境条件に合った計画的な剪定により景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能の確保

⑩ 働き方改革の推進

提案例：完全週休2日制の実施への取組

⑪ 特定テーマへの取組における参加申込者のアピールポイント

提案例：参加申込者が特にアピールしたいこと

3) 見積書

ア 総価契約

見積書には本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書をあわせて添付すること。なお、見積書は委託料上限額の範囲内で提案すること。

イ 単価契約

内訳書は、工種ごとに金額を記載し、提案すること。

4) 提出部数

紙媒体2部（正本1部、副本1部）及び電子データ（CD-ROM）

5) 提出方法

道路維持課の窓口へ提出すること。また、郵送の場合は、提出期間内必着とする。なお、郵送した場合は、その旨担当へ連絡すること。

場所：狭山市入間川1丁目23番5号、狭山市役所本庁舎2階

担当：狭山市都市建設部道路維持課道路マネジメント担当

電話：04-2953-1111（内線2131）

コ 二次審査（プレゼンテーション）

提出した提案書を基に、時間内に分かりやすく説明すること。説明の際にパソコンを使用する場

合は、各自持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、市が用意する。

1) 審査日時：令和6年11月

2) 出席者

プレゼンテーションの出席者は、応募業務者及び構成企業の中から、説明者を含め5名以内とする。

3) 所要時間

プレゼンテーションの時間は、30分以内とする。

4) 質疑応答

提案者に対して、審査委員による質疑応答を10分程度行う。

サ 優先交渉業務者の決定

優先交渉業務者の選定は、「第3章5 一次審査及び二次審査の選定方法等」に基づき、選定するものとする。

3 一次審査

一次審査は、参加申込書及び添付書類の内容について行い、二次審査に進む対象者を選定する。具体的には、次の「表6 提案者を選定するための評価基準表」に基づき、評価項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

なお、構成企業等の場合は、経営規模及び地域貢献度、経験・当該業務の運営能力について構成企業員全ての者について評価する。

一次審査の結果は、審査後、1社の企業（団体）、構成企業等の主契約企業へ書面にて通知する。

「表6 提案者を選定するための評価基準表」

評価項目	評価の視点	配点
①経営規模 (配点10)	企業または団体の規模等が、今回の業務を行うにあたって適当か	10
②業務遂行力 (配点10)	業務遂行体制は十分か ※配置予定の技術者（統括責任者、副統括責任者）及び保有資格の有無 ※本業務遂行に必要な人員の確保及び体制	10
③地域貢献度 (配点15)	狭山市内に本店または支店があるか	15

④経験・当該業務の運営能力 (配点15)	今回の業務に生かせる行政等(民間含む)の類似業務実績がある	15
合計		50

4 二次審査

二次審査は、提出された提案書を次の「表7-1 優先交渉者を選定するための評価基準表【基礎評価】」と「表7-2 優先交渉者を選定するための取組方針及び特定テーマ評価基準表」に基づき評価項目ごとに点数化し、効果と実効性の双方の観点から総合的な評価及び審査を行う。

「表7-1 優先交渉者を選定するための評価基準表【基礎評価】」

評価項目		評価の視点		配点
①本業務への取組方針 (配点5)	本業務の理解と取組方針	本業務の主旨は把握しているか (性能発注、官民連携)		5
②本業務の実施体制 (配点10)	ア 業務担当者及び経歴と実績	担当者の本業務に類似する経験または類似する各業務の経験は十分か (経験業務内容や経験年数)		5
	イ 継続的な運営を可能とする体制	継続的運営体制を維持できるか (有事の際に交代できる体制か)		5
③見積金額 (配点15)	維持管理経費の縮減 ※委託料上限額を超えるまたは委託料上限額の60%未満は、審査を終了する	実効性の認められる適切な価格設定であり、かつ委託料上限額の範囲内で必要最小限に抑えられているか	総価契約	10
			単価契約	5
(総価契約) ④各業務の実施計画 (配点65)	総括マネジメント業務	効率的で効果的な計画となっているか		10
	巡回業務			5
	清掃業務			5
	街路樹等管理業務			10
	補修・修繕業務(軽微な補修)			5
	事故対応業務			5
	災害対応業務			5
	資材購入・保管管理業務			5
	車両・重機運用・管理業			5

	務		
	苦情・要望受付業務		10
(単価契約) ⑤各業務の取組 (配点 5)	補修・修繕業務		5
合計			100

「表 7-2 優先交渉者を選定するための取組方針及び特定テーマ評価基準表」

評価項目	評価の視点	配点	
方針1 本業務の取組 (配点10)	複数年度契約、包括委託、性能発注であることを活かした計画的な提案となっているか	10	
方針2 管理運営の取組 (配点10)	デジタル技術を活用するなど、市と受注者との情報共有の方法を工夫した提案となっているか	10	
方針3 各業務の取組 (配点10)	コストを最適化し、中長期的に持続可能な管理を行い、質の高い市民サービスを提供する提案となっているか	10	
取組方針に対する提案者のアピールポイント (配点20)	業者者間での連携や民間企業ならではの知識・経験を活かした提案となっているか	20	
特定テーマ (配点150)	①市民サービスの向上	取組方法と実施計画が、具体的で効果的な提案となっているか	20
	②経費管理コスト削減に関する創意工夫	様々な媒体の活用による業務の効率化、作業の兼務化、取組方法と想定される削減効果が具体的な提案となっているか	20
	③災害時等の体制	台風や地震などの災害時を想定した具体的な体制となっているか	20
	④市内業者者の参画	ア 1社の企業(団体)の場合適切な技術力、執行能力を有している1社の企業(団体)であり、また、市内業者者の再委託業者者としての参画数 イ 構成企業等の場合適切な技術力、執行能力を有している構成企業等であり、また、市内業者者の構成企業等の参画数	10

	⑤市内業務者等の再委託業務者としての活用	具体的な活用方法の提案となっているか	10
	⑥市内業務者の成長戦略	市内業務者の育成について、具体的で効果的な取組提案となっているか	10
	⑦これまで培った経験やノウハウの地域還元	地域還元について、具体的で効果的な取組提案となっているか	10
	⑧舗装や橋梁のマネジメントに伴う適切な予防保全・修繕等の実施	舗装や橋梁のマネジメントに伴う適切な予防保全・修繕等の実施について、具体的で効果的な取組提案となっているか	10
	⑨街路樹の計画的な維持管理の実施	街路樹が整備されている地域の環境条件に合った、具体的で効果的な取組提案となっているか	10
	⑩働き方改革の推進	働き方改革の推進について、具体的で効果的な取組提案となっているか	10
	⑪特定テーマへの取組における提案者のアピールポイント	特定テーマについて、特にアピールする具体的な取組提案はあるか	20
合計			200

5 一次審査及び二次審査の選定方法等

一次審査の評価点と二次審査の評価点を加算し、最も点数が高かった提案者を優先交渉者として選定する。選定結果は、令和6年12月中に、二次審査の提案者の代表に通知する。

6 契約内容及び業務内容等の協議、業務の引継ぎ

選定された優先交渉者は、業務が円滑かつ速やかに実施できるよう契約内容及び業務内容等について市と協議し、業務の引継ぎを行わなければならない。また、業務の引継ぎについては、令和7年2月から3月までを予定しており、日程については市と協議し決定する。なお、協議及び引継ぎに必要な人件費や資料等の経費は、選定された優先交渉者が負担するものとする。

7 業務契約に関する事項

(1) 基本的事項

市は、選定された優先交渉者と協議を行い、契約を締結する。また、優先交渉者決定後から業務契約の締結までの間、出資者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、市は優先交渉者と業務契約を締結しない場合がある。なお、この場合においては、次点候補者と協議を行い、契約を締結することができる。

(2) 市と受注者の責任分担の明確化に関する事項

本業務において想定されるリスクについて責任分担を明確化するため、現在作成中の「リスク分担表」に示す。なお、リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見及び提案があった場合は、必要に応じて修正、変更等を行うことができるものとする。

(3) 費用の支払い

費用の支払方法は、四半期ごと（4月～6月、7～9月、10月～12月、1月～3月、請求は翌月1日）に行うものとする。その他、単価契約の場合は、都度支払うものとする。

(4) モニタリングの実施及び評価に関する事項

ア モニタリングの方法等

受注者は、現在作成中の「モニタリング手順書」に基づき、自ら実施業務をモニタリングし、その結果を市へ報告しなければならない。市は、受注者が定められた責任を果たし、本業務の実施を適正かつ確実に履行しているか否かを確認するために、提出された報告書等を要求水準書等に基づき、「モニタリング手順書」に従い業績監視を行う。

イ 業績の評価と支払いの方法等

市は、モニタリングの結果に基づき、要求水準に達していないことが明らかになった場合は、当該業務の改善及び当該業務に携る構成企業の変更を求めるほか、状況に応じて委託料を減額または契約解除ができるものとする。また、契約解除を行った場合は、次点の提案者と契約締結に向けた協議ができるものとする。なお、市によるモニタリング結果に基づく評価及び措置等については、「モニタリング手順書」に示す。

(5) 契約事項の見直し

本業務は、市と受注者の合意があった場合、契約期間内に契約事項を見直すことができる。

(6) その他

ア 本業務に係る疑義が生じた場合における措置

次の書類の解釈に疑義が生じた場合は、市と受注者は本業務の業務目的の遂行を前提とし、誠意を持って協議の上で解決を図るものとする。

- 1) 市が公募手続きにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書
- 2) 受注者が応募手続きにおいて提出した業務計画等の提案資料
- 3) 市と受注者との間で締結された業務契約等

イ 管轄裁判所の指定

契約に係る紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

ウ 本業務の継続が困難となった場合の措置

1) 市は、受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、「モニタリング手順書」に基づく手続きを行い、本業務の継続が困難と認められる場合、契約解除を行うことができるものとする。

2) 市は、その他の事由により本業務の継続が困難となった場合は、契約書の定めに基づき、市と受注者で協議を行うものとする。

3) 市は、債務不履行に伴う損害賠償を受注者に請求することができるものとする。

エ 引継ぎ

1) 引継ぎ等

受注者は、次期受注者について、本業務の円滑な運用を図るために、次期業務が開始される前に、業務引継書の作成及び日報や報告書等の関係資料を整理しまとめ、これを以って引継ぎを行わなければならない。

2) 引継ぎ資料の提出

受注者は、引継ぎに係る資料を格納したCD-ROMを2部作成し、市に提出しなければならない

第4章 その他

1 その他の事項

- (1) 提出期間までに書類が提出されなかった場合は、いかなる場合であっても参加できない。
- (2) 提出期間後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 応募に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 本提案に係る提出物については、返却しない。
- (5) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 本提案に係る書類に虚偽の記載をした場合には、同書類を無効とする。
- (7) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本提案により採用されたことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではない。また同様に、来年度以降の業務についての契約を保証するものでもない。
- (9) 現時点では、令和7年度以降の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約することとする。
- (10) 参加表明、提案に係る費用はすべて応募者の負担とする。
- (11) 本業務において使用する言語は日本語とし、通貨は円を使用する。

【 問い合わせ 】

狭山市都市建設部道路維持課 道路マネジメント担当 担当者 宮下、小島

〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号 (狭山市役所本庁舎2階)

電話 04-2946-8074 (直通)

E-mail r-iji@city.sayama.saitama.jp